

斐川町商工会報

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

☎:0853-72-0674 FAX 0853-72-0765

URL:http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/

E-mail:hikawasho4011@shoko-shimane.or.jp



年頭のごあいさつ

斐川町商工会長 植田 登志雄



令和8年の年頭にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月6日に発生した島根県東部地震で被災された会員の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

平素より当商工会の事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年を振り返りますと、商工業を取り巻く環境は、地方消費の冷え込み、エネルギー、原材料価格の高騰、最低賃金の大幅な引き上げが事業者の資金繰りを直撃し、経営継続を脅かすような厳しい状況が続きました。このような中、会員事業所の皆様が日々努力を重ね、事業の継続と地域雇用の維持に尽力されていることに、改めて深い敬意を表します。

今年の干支は「丙午（ひのえ・うま）」です。

私事ですが、先日視野検査を受けましたところ視野角は155度でした。人間の場合若い世代で180度くらいですが、馬は350度もあるそうです。馬は牛と違い、胃袋が1つなので一日のうち食事に16時間もかけているのだそうです。もともと馬は集団で生活する野生の草食動物ですので、肉食動物に警戒をしないといけません。自分の10度分の死角は集団の仲間同志で補っているのだそうです。

人間社会でも、自分ひとりでは出来ない事を、周りの仲間とともに助け合い解決していく事により生きていけるのではないのでしょうか。そういった意味でも、商工会をますますご利用頂ければと思います。

令和8年におきましても、当商工会は、会員の皆様の実情に寄り添った支援を一層充実させてまいります。

新年が会員の皆様にとって、実り多き年となりますよう、ご多幸とご健勝を心よりご祈念申し上げます。

あけましておめでとうございます

(令和8年1月1日現在)

監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	副	会									
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	長	長								
錦	錦	小	三	多	中	陰	足	原	錦	木	土	大	江	伊	原	青	黒	岡	高	昌	荒	岡	陰	藤	常	福	植	
織	織	谷	原	島	々	鉢	山	立	織	村	江	西	角	藤	野	田	橋	子	山	木	田	山	江	松	田	田	田	
秀	賢	悦	陽	幸	納	耕	正	剛	敦	憲	真	千	武	直	慎	慎	節	浩	和	美	登							
司	治	子	祐	博	真	助	広	典	勝	史	郎	徹	紀	寿	淳	徹	文	孝	也	肇	剛	吾	雄	互	貴	夫	樹	雄

斐川町商工会



年頭のごあいさつ 出雲市長 飯塚 俊之

『出雲力』で市政を『前へ』

～ 「誰もが笑顔になれるまち」をめざして～

令和8年の新春にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

斐川町商工会会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から本市商工業の振興や地域経済の発展はもとより、市政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、心よりお礼申し上げます。

さて、近年、わが国では、人口減少、少子高齢化に加え、世界経済情勢の変化、エネルギーや食料品等の物価高騰、人手不足、さらに、最低賃金の引き上げによる賃上げ対策など、多くの課題に直面しております。

このような中ではありますが、「出雲」のブランド力、多様な産業や、独自の歴史・文化など、「出雲」の総合的な力「出雲力」を最大限に活用し、各種施策を前へ進めていくことで、難局を乗り越えていく決意です。

本市においては、影響を受けていらっしゃる事業者の皆様を支援するため、事業継続に向けた経済対策に取り組んでいるほか、斐川町に立地する NPO 法人ミライビジネスいずもとの連携による、新事業展開、人材育成等に取り組んでいます。

また、出雲市デジタル地域通貨「いずも縁結びPAY」を活用し、消費喚起キャンペーンとして商品券事業を実施することで、地域内の経済循環の促進や、物価高騰対策に努めてまいりました。今後も引き続き、「いずも縁結びPAY」の運用をとおして地域経済の活性化を目指します。

これからも総合振興計画「出雲新話2030」に基づき、事業者の皆様と「出雲力」を活かしながら着実に市政を前へと進めてまいります。

貴会におかれましては、市内事業者の最も身近な支援機関として、今後ともきめ細やかな支援に取り組んでいただき、活力あふれる企業づくりにご尽力賜りますようお願い申し上げます。また、会員の皆様におかれましては、引き続き市政運営へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、斐川町商工会及び会員の皆様にとって、本年が実りある一年となりますよう心からお祈り申しあげ、新年のご挨拶といたします。



女性部 新年のご挨拶

斐川町商工会女性部 部長 小谷 悦子

明けましておめでとうございます。謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

令和8年、年明け早々の地震、大きな揺れでしたが幸いにも大きな災害とはならず、ほっとしたと共に、よそ事、他人事と感じていたことも否めません。自分を戒め災害対策に団体、個々とも注視し備えていかなければと強く感じました。

さて、女性部では1年間色々な活動を通し、皆様との絆を強めていこうと考えております。福祉活動のフードドライブ、コンタクトレンズ空容器回収など女性部の枠を超え、会員の皆様にもご協力いただいておりますことに深くお礼申し上げます。

また、部員増強にもご理解いただき、本年度は13名の新部員に加入をしていただきました。

今年は60年に1度の丙午の年、大きな挑戦や飛躍のチャンスが多い年とされています。経済の安定を期待し、個々の事業もより発展、成長を願ってやみません。

最後に、斐川町商工会の皆様にとりましてご健勝でありますことを願い、ご挨拶とさせていただきます。本年も宜しくお願ひ致します。

青年部 新年のご挨拶

斐川町商工会青年部 部長 松原 陽祐

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、絆感謝運動として実施した荘原小学校の清掃・花の植え付け活動をはじめ、商工まつりの運営など、青年部の諸活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年も部員相互のつながりをより一層大切にしながら、地域に根ざした活動を通じて、地域社会および商工会組織の発展に貢献できるよう、積極的に取り組んでまいります。若い力と柔軟な発想を生かし、挑戦する姿勢を忘れず、笑顔と活気に満ちた青年部活動を展開していきたいと考えております。

結びに、本年が皆さまにとって健康で実り多き一年となりますことを心よりご祈念申し上げますとともに、今後とも青年部活動への変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

確定申告の時期になりました

税務署



当会に確定申告事務を依頼されている方は、**仕訳のチェックと決算資料の準備と**、以下をご確認ください。

《準備書類》

- ◆ 棚卸在庫表、売掛金額、買掛金額、未収・未払金額等の明細、機械等（償却資産）購入明細
- ◆ 国民健康保険料、生命保険料等の控除証明
- ◆ 医療費控除を受けられる方は集計表（氏名、病院ごとに集計）

未提出の方は、速やかにご提出をお願いいたします。

☆令和7年度税制改正について

主な改正点は、基礎控除額（48万円から最大95万円）の引き上げや、扶養親族の所得要件の緩和などで、大多数の方が対象となる改正です。

詳しくは国税庁HPにてよくご確認ください。



▲国税局 HP



▲出雲市税だより

☆令和7年分確定申告コーナー（出雲市役所くにびき大ホール）

期間：2月16日（月）～3月16日（月）

※確定申告の相談には、LINEによる事前予約、または入場整理券が必要です。

詳しくは「出雲市税だより」をご覧ください。

年度末・年度始めは、職場の環境が大きく変わり、ストレスを受けやすい時期です。

今回は、4月に掲載した、職場で円滑なコミュニケーションを図るためのポイントの続きを紹介します。

職場で効果的にコミュニケーションをとるためのスキルと11のコツ

5

分かりやすく話す



丁寧な言葉遣いや分かりやすい表現をすると、同じ内容でも、相手に伝わりやすく、心証が変わります。話し方を意識してみましょう。

6

言葉以外で伝える



表情や身振り、声のトーンなど言葉以外の表現は、意思疎通の重要な役割を果たしています。話しづらい内容のやりとりには思わぬ誤解を招かぬよう、表情や態度をリラックスさせましょう。

7

まずは聞く



人は、話を聞いてくれる相手にこそ心を開き、その相手の話であれば聞こうと思うものです。相づちを打つ、適切な質問をするなどして、相手が自分の考えを話しやすくなるよう助けましょう。

斐川行政センターでは2か月に1回、健康づくりに関する情報をメールでお届けしています。

メール配信を希望される事業所はお気軽にお問い合わせください。

担当：出雲市役所 斐川行政センター 市民サービス課 保健師 三原

メール：hw-shimin@city.izumo.shimane.jp TEL：(0853) 73-9112 FAX：(0853) 73-9119

最低賃金の改正

島根県 最低賃金

令和7年
11月17日:
時間額

1,033円 UP 71円

島根県の産業別最低賃金が改正されました。

県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト含む）とその使用者に適用されます。



特定最低賃金件名	時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,163円	R7.12.13
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134円	R7.12.19
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,058円	R7.12.14
自動車・同附属品製造業	1,094円	R7.12.28
百貨店，総合スーパー	次回の改定が行われるまで、令和7年11月17日から島根県最低賃金1,033円が適用されます。	
自動車（新車）小売業	1,069円	R7.11.26

安心を明日につなぐ

県共済の 火災共済

◆総合火災共済の補償内容

- 加入手続きが簡単です。
- 万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
- 地域に密着した商工会等を通じて取り扱います。

- ◇火災 ◇落雷 ◇破裂または爆発 ◇風災・雪災
- ◇物体の落下・衝突 ◇騒じょう・労働争議
- ◇水ぬれ ◇盗難 ◇水災 ◇臨時費用
- ◇残存物取片づけ費用 ◇失火見舞費用
- ◇地震火災費用 ◇修理付帯費用
- ◇損害防止費用

◇お申し込み・お問い合わせ◇

島根県火災共済協同組合 ☎0852-21-0249
〒690-0886 松江市母衣町55-4

斐川町商工会 ☎0853-72-0674
〒699-0505 出雲市斐川町上庄原1749-3

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額**1,000円**（年間12,000円）

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



健康診断
上限6,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助（1回/年度）

歯科健診（歯科治療含む）
600円補助（1回/年度）

5年に1度
永年勤続
5,000円～10,000円給付

祝金・見舞金給付
（例）結婚祝金20,000円

忘・新年会（指定店利用）
宿泊付き2,000円
日帰り1,000円
（宿泊付き又は日帰り1回/年度）

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント
（指定店）

割引指定店
約400店舗

ドライレコーダー購入
2,000円補助（1回/5年度）

ETC装着セットアップ
2,000円補助（1回/年度）

ジョイメイトしまね推奨ツアー
1,000円～10,000円補助

2年に1度
ツアー
2,000円割引
（指定の旅行代理店）

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円割引

5年に1度
隠岐汽船（1回/年度）
1,000円割引
（隠岐地区会員は3,000円）

記載のサービスは一例です。
令和6年4月1日現在

（一財）島根県東部勤労者共済会

「2,036事業所・29,677人をサポート中」まずはお電話下さい！ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

加入のお申し込みは、斐川町商工会（☎0853-72-0674）までお願いします！

子育てや介護と仕事を両立することができ、
労働者が安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む
中小・小規模事業者等に
奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立できる職場づくりに 取り組む企業を応援します

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、
安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む
中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を応援します



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人

10万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、
その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用して
いる場合に、奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立しやすい職場づくり奨励金

.....上限20万円
[1制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている
労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、
始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、
フレックスタイム制度



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等
（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください